

9月議会において可決した意見書を国・県等の関係機関へ提出しました。

北播学区と他学区との統合を行わないことを求める意見書

兵庫県教育委員会は、本年4月に兵庫県高等学校通学区域検討委員会の中間まとめの中で、「生徒にとって望ましい選択肢を確保するとともに、魅力ある高校づくりをさらに推進・発展させるためには、学区を統合し、通学区域を広げる必要がある」との方向性を示され、北播学区でも東播地区との統合が懸念されている。

「複数志願・特色選抜」が導入されたことに加え、さらに北播学区において「学区統合」が行われると、他市への流出が強まり、公立高校の統廃合に拍車がかかり、公立高校への不合格者がさらに増加する。また、金銭面でも、時間的にも、いま以上の負担を保護者・生徒に強いることになる。

よって、下記事項について強く要請する。

記

1. 北播学区と他学区との統合を行わないこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成22年9月22日

兵庫県加西市議会

30人以下学級の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。

日本の小中学校で、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54%、中学校82%となっています。子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者へのアンケートによると、「保護者が思う適正なひとクラスの児童生徒数」は、30人:45.4%、25人:20.5%、20人:16.0%、35人:8.4%の順となっています。(日本の教育を考える10人委員会、07年保護者アンケート)

このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いです。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編成を30人以下とすべきです。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で日本はトルコについて下位から2番目となっています。(GDPに占める教育費の割合:OECD平均4.9%、日本3.3%OECDインディケータ―09年版)また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について要請いたします。

記

1. 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づいている、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成22年9月22日

兵庫県加西市議会

取り調べの全過程の可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書

昨年、5月21日から裁判員制度が導入されて、法律家の専門家でない国民が裁判員として裁判に参加することで、健全な国民感覚と社会常識を反映されることが期待されているものの、実際の裁判で争点となる供述調書の任意性や信用性について、裁判員となった国民がその判断を迷うことが懸念され、捜査機関における取り調べのあり方の見直しが求められている。

検察庁と警察庁は取り調べの一部録画を試行し、警察庁は取り調べ状況を監督する部門を創設するなど、取り調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出している。

しかし、適正な取り調べを確保する必要があることに加え、被疑者に対する取り調べの全過程の録画・録音による可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度にとっては不可欠な取り調べの一つであり、取り調べのあり方を抜本的に見直す必要がある。

よって、国におかれては、録画・録音による刑事事件における取り調べの全過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう、ここに強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成22年9月22日

兵庫県加西市議会

教育長候補者の人事案件で否決した人物を任期付職員として採用されたことについて市長へ申し入れ

平成22年10月4日付けで、12名の議員より「教育長候補の任期付き職員としての採用についての抗議要請」が議長宛に提出されました。内容としては、9月議会で教育長候補として上程され、否決となった人物を市長が清潔で優れた人物であるので、市の幹部職員として採用すると言われ実行されたことについて、抗議し、その手法についての法的根拠を明確にするよう申し入れることを要請するものでした。

これを受けて、10月4日の議員協議会で協議し、任期付き職員として教育委員会事務局参事を採用された選考の経緯と法的根拠を求める申し入れを平成22年10月5日付けで行いました。